

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 基本理念

本市では第12次秋田市総合計画県都「あきた」成長プラン（平成23年度から平成27年度まで）において、基本理念を「ともにづくり ともに生きる 人・まち・暮らし」とし、この基本理念のもとに目指す大局的な方向性として5つの将来都市像を設定しています。

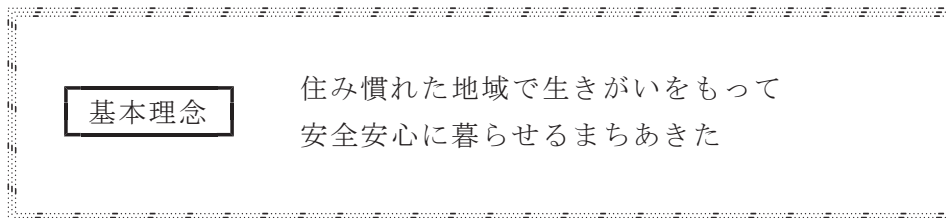
この総合計画では、「秋田市を元気にすること」、「元気な秋田市を次の世代に引き継ぐこと」の実現を目指し、今後成長させることが必要な分野において、一体的かつ集中的に経営資源を投入する6つの成長戦略を新たに設定し、各種施策を実施しているところです。

このうち、高齢者施策においては、将来都市像のうち「健康で安全安心に暮らせるまち」、「家族と地域が支え合う元気なまち」を掲げているほか、成長戦略においては、高齢者の社会参加機会の拡充、高齢者の生活の利便性向上を戦略の方向性とした「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」\*を掲げています。

また、本市福祉保健部門の基本計画である秋田市地域福祉計画における基本理念では「みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ」を基本理念としています。

さらに、国においては、平成37（2025）年には、団塊の世代が後期高齢者に達することから、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築することが喫緊の課題であるとしており、できるだけ住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指すための各方針を定めております。

これらを踏まえ、これまで高齢者福祉に関する取組や介護保険制度の基本理念、これからの計画の趣旨、課題などから次のとおり基本理念を定めます。



#### ※ 「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」について

本市では、高齢になっても地域を支える側として、活動、活躍でき、支えが必要となってもその人らしく、いきいきと暮らせる「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」を目指しています。

このため、本計画においてもこの概念を踏まえ、次に掲げる「エイジフレンドリーシティの推進」について、積極的に取り組んで進めてまいります。

## エイジフレンドリーシティの推進

少子高齢化、人口減少が急速に進行する中、本市では、高齢者は「支えられる人」という視点を大きく変えて、市民一人ひとりが高齢になっても、社会の支え手として活躍の場と機会を得られる仕組みづくり、支えが必要になった場合でも、その人らしくいきいきと暮らせる「高齢者にやさしい都市」の実現に向けて取り組み、今後の本市の成長と発展のエネルギーとしていくこととしました。これが、秋田市の進めるエイジフレンドリーシティの考え方です。

「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）」は、世界保健機関（WHO）が進めるプロジェクトで示されたもので、高齢者はもちろん、子育て世代、若者などすべての世代の人々にとって暮らしやすいまちを意味します。

本市は、総合計画である「県都『あきた』成長プラン」において、「エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現」を成長戦略のひとつに位置付け、新たな視点での超高齢社会への対応に着手しました。

平成25年度には、「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」をまとめ、本市がエイジフレンドリーシティになるための考え方や取り組むべき方向性を示しています。これは、「**高齢になっても地域社会で活動、活躍することができ、いきいきと過ごすことができる社会**」を基本理念に、8つの基本方針に基づき、行政中心の行動計画、市民中心の行動計画をまとめたものです。

### 8つの基本方針

- (1) 安心安全で誰もが集える屋外スペースと建物、施設の整備を進めます
- (2) 交通機関の利便性の向上をはかります
- (3) 高齢者の住環境を整備します
- (4) 高齢者の社会参加をはかります
- (5) あらゆる世代がお互いを認め合う地域と社会をつくります
- (6) 高齢者の就業や市民参加の機会を増やします
- (7) 高齢者の情報環境を整備します
- (8) 保健、福祉、医療サービスを充実させ、地域社会の支援体制を整えます

本市は、誰もがいきいきと暮らせる社会を実現することが、市民一人ひとりの幸福と社会の活力を育む基盤となるものと考え、高齢者の力で社会を活性化する新たなモデルとして、エイジフレンドリーシティを着実に推進していきます。

## 2 基本目標

基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を定めます。

### I 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域で、介護、福祉、保健、医療などさまざまな面からサービスを切れ目なく提供できる体制の構築を目指すとともに地域包括ケアの推進を図ります。

### II 生活支援サービスの整備

高齢者が心身ともに健康的な生活を過ごすことができるよう、高齢者の健康意識を高めるとともに、よりよい生活習慣を送ることができるよう介護予防や疾病予防を図ります。

### III 生きがいづくりと地域活動の推進

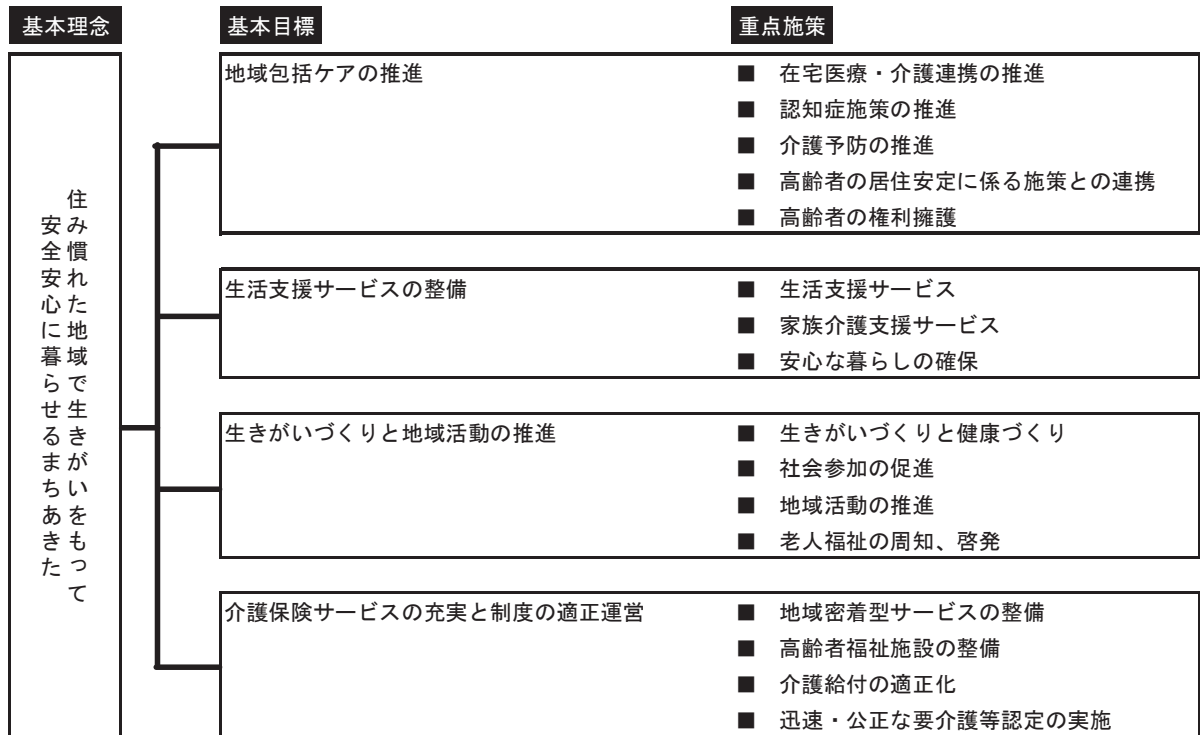
高齢者の社会参加の促進による生きがいづくり、自己実現のための支援を行うとともに地域における社会活動の推進を図ります。

### IV 介護保険サービスの充実と制度の適正運営

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、介護サービスの提供体制を整備します。また、介護給付の適正化の推進に努めるなど制度の信頼感を高めていきます。

### 3 施策の体系

基本理念を実現するための基本目標を踏まえた上で、基本目標の達成に向けた重点施策を定め、その下において具体的な各種取組、事業を展開してまいります。



基本目標	重点施策	取組・事業名
1 地域包括ケアの推進	(1) 在宅医療・介護連携の推進	① 地域包括支援センターの運営
		② 【新規】在宅医療・介護連携推進事業
	(2) 認知症施策の推進	① 認知症予防事業（脳の健康教室）
		② 認知症サポーター養成事業
		③ 【新規】認知症施策推進事業
		④ 認知症高齢者等の見守り
	(3) 介護予防の推進	① 二次予防事業対象者把握事業
		② 通所型介護予防事業
		③ 訪問型介護予防事業
		④ はつらつくらぶ事業
		⑤ いきいきサロン事業
		⑥ 介護予防器具の設置
		⑦ 介護予防健康相談教育事業
		⑧ 【新規】歩くべあきた高齢者健康づくり事業
		⑨ 高齢者生活管理指導員派遣事業
		⑩ 高齢者生活管理指導短期宿泊事業
	(4) 高齢者の居住安定に係る施策との連携	① 住まいの確保に関する今後の方向性
② サービス付き高齢者向け住宅の整備		
(5) 高齢者の権利擁護	① 【新規】権利擁護体制の充実	
	② 高齢者虐待の防止	
	③ 成年後見制度利用支援事業	
2 生活支援サービスの整備	(1) 生活支援サービスの整備	① 生活支援ハウス運営事業
		② 「食」の自立支援事業
		③ 高齢者軽度生活援助事業
		④ 緊急通報システム事業
		⑤ 買い物弱者への支援
	(2) 家族介護支援サービス	① 家族介護用品支給事業
		② 家族介護慰労金支給事業
		③ 介護家族健康教育事業
	(3) 安心な暮らしの確保	① いきいき長寿はり・きゅう・マッサージ費助成事業
		② 在宅ひとり暮らし等高齢者実態調査
		③ ふれあいのまちづくり事業
		④ 【新規】高齢者生活支援情報提供事業
		⑤ 【新規】生活支援・介護予防サービス充実のための支援体制の整備

基本目標	重点施策	取組・事業名	
3 生きがいく りと地域活動 の推進	(1) 生きがいくりと健 康づくり	① 老人クラブ補助事業	
		② 健康づくり・生きがいくり支援事業	
		③ いきいき長寿祝い事業	
		④ いこいの家等運営事業	
	(2) 社会参加の促進	① 高齢者コインバス事業	
		② 介護支援ボランティア事業	
		③ 傾聴ボランティア養成事業	
	(3) 地域活動の推進	① エイジフレンドリーシティ構想推進事業	
		② 【新規】エイジフレンドリーシティ普及啓発事業	
		③ 【新規】高齢者コミュニティ活動創出・支援事業	
		④ 【新規】エイジフレンドリーパートナーづくり推進事業	
	(4) 老人福祉の周知、啓 発	① 敬老会補助事業	
		② 老人保健福祉月間	
4 介護保険サー ビスの充実 と制度の適正 運営	介護保険サービス見込量		
	(1) 地域密着型サー ビスの整備	① 地域密着型サービス事業所の整備	
		(2) 高齢者福祉施設の整 備	① 介護老人福祉施設の整備
			② 特定施設入居者生活介護事業所の整備
		③ その他高齢者福祉施設の整備	
	介護保険制度の適正な運 営		
	(1) 介護給付の適正化	① 住宅改修に関する適正化	
		② 介護報酬請求の適正化	
	(2) 迅速・公正な要介護 等認定の実施	① 迅速で適正な認定調査の実施	
		② 要介護認定の迅速化	
(3) その他事業	① 社会福祉法人による利用者負担軽減制度事業		